

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和2年5月28日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1900067号
厚生局事案番号 : 四国(国)第2000003号

第1 結論

昭和63年12月、平成5年3月、平成7年3月、平成8年3月、平成9年2月及び同年3月、平成10年2月及び同年3月、平成10年12月から平成11年3月までの期間、平成11年8月から平成12年3月までの期間及び平成12年7月から平成13年3月までの期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和63年12月
② 平成5年3月
③ 平成7年3月
④ 平成8年3月
⑤ 平成9年2月及び同年3月
⑥ 平成10年2月及び同年3月
⑦ 平成10年12月から平成11年3月まで
⑧ 平成11年8月から平成12年3月まで
⑨ 平成12年7月から平成13年3月まで

私の国民年金について、昭和63年12月に母親が付加保険料納付の手続を行い、自宅に来ていた集金人に定額保険料と付加保険料を納付してくれていたにもかかわらず、請求期間①から⑨までの付加保険料は納付されていないことになっている。

平成8年度以降については、付加保険料も納付していたことを示す国民年金保険料仮領収書を資料として提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間⑤から⑨まで(以下「本件訂正期間1」という。)について、請求者から提出されたA市発行の平成8年度から平成12年度までの国民年金保険料仮領収書(以下「仮領収書」という。)によると、当該年度の定額保険料と付加保険料を合算した保険料額を集金人が領収したことが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者の本件訂正期間1に係る定額保険料は過年度納付した記録になっているところ、仮領収書では、本件訂正期間1の大部分は過年度に領収しているが、平成9年2月、平成10年2月及び同年12月については、現年度に領収したことが確認できる。

さらに、A市から提出されたA市国民年金保険料収納事務取扱要領によると、集金人は現年度の保険料を収納する事務に加え、過年度未納保険料の納付補助等を行うことが定められているところ、本件訂正期間1当時において、付加保険料は制度上、過年度納付することができないため還付されるべきであるが、本件訂正期間1に係る付加保険料が還付された記録は確認できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、本件訂正期間1に係る付加保険料を納付していたものと認められる。

- 2 請求期間②、③及び④（以下「本件訂正期間2」という。）について、付加保険料を納付していたことを示す関連資料等は確認できないものの、本件訂正期間2はそれぞれ1か月であり、オンライン記録において、本件訂正期間2の前後の月は全て付加保険料を含め納付していること、及び前述の本件訂正期間1に係る付加保険料は納付していたものと認められることから、本件訂正期間2についても付加保険料を納付していたものと考えることが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、本件訂正期間2に係る付加保険料を納付していたものと認められる。

- 3 請求期間①について、A市から提出された請求者に係る国民年金被保険者諸記録票及び国民年金システムの納付記録照会によると、請求者の付加保険料納付の申出は昭和63年12月1日に行われており、請求期間①の付加保険料を含む国民年金保険料が納付済みであることが確認できるが、日本年金機構高松広域事務センターは、「A市の記録とオンライン記録が一致していない理由は不明である。」旨回答しているところ、納付意思を有して行われる付加保険料納付申出当初の請求期間①の付加保険料について、請求者が納付しない特段の理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間①に係る付加保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1900068号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第2000002号

第1 結論

請求者のA社における平成18年2月28日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成18年2月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年2月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年2月

平成18年2月頃に、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

請求期間の賞与明細書の写しを提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、支給年月日が記載されていないA社の決算賞与明細書の写しを提出しているところ、当該賞与明細書の写しにおいて確認できる賞与額、厚生年金保険料控除額及び介護保険料控除額並びにA社で社会保険事務を担当していた者の陳述から判断すると、請求者は、請求期間にA社から10万円の賞与を支給され、標準賞与額10万円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る賞与の支給日については、賞与の支給日を確認できる資料が見当たらないことから、賞与支給月の月末である平成18年2月28日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成20年9月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。